

CAMSディスプレイホンサービス利用規定集

CAMSディスプレイホンサービス規定

1. CAMSディスプレイホンサービス

(1)CAMSディスプレイホンサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）が占有・管理するサービス用端末機（以下「使用端末機」といいます。）によって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとなります。

2. サービスの利用、本人確認

本契約の締結にあたっては、あらかじめ依頼人にて通信環境等をご準備いただくことを前提とします。

- 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- VALUX®（*）接続IDは、あらかじめ依頼人が届出るものとします。
- 本サービスを利用する場合には、当行が定める操作手順に基づいて通信を行い、所定の暗証番号を使用端末機によって、当行所定の方法により送信してください。
- データ内容の作成基準ならびにデータ送信の運用基準については、当行所定の要領によるものとします。
- 依頼人は、データ送信後はその内容を変更しないものとします。

3. 振込・振替サービス

(1)取引の範囲

(イ)振込・振替サービスは、使用端末機によって、次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。

- 依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引。
- 依頼日の翌営業日以後7営業日以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）。

(ロ)本項（イ）における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届出る方法により行うものとします。ただし、振込・振替予約の場合には、都度依頼人が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うこともできます。

(ハ)本項（イ）の振込・振替取引において、次のいずれかの場合に「振替」として取扱います。それ以外の場合には「振込」として取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義として当行において登録された口座である場合

②本サービスの支払指定口座として届出の当行国内本支店口座間の資金移動の場合
但し、取引時にEDI情報（振込メッセージ等）が入力された場合は、上記①、②の場合でも「振込」として取扱います。

(2)取引の依頼

(イ)振込・振替サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、他の金融機関あての振込または都度指定方式の場合には、この金額は当行所定の範囲内であらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。

(ロ)振込・振替取引を依頼する場合には、当行が定める操作手順にもとづいて通信を行い、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、パスワードおよび支払指定口座の暗証番号（以下「通信暗証番号」といいます。）その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日も入力してください。当行は、入力された事項を依頼内容とします。

(ハ)当行が受信した通信暗証番号およびVALUX接続IDと届出の通信暗証番号およびVALUX接続IDとの一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末機によって入力してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

(3)振込・振替契約の成立等

(イ)依頼内容は、当行が受信した通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDと届出の通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDとの一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDの一致を確認して取扱いましたらうえば、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ)依頼内容が確定したときは、その旨の通知を依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行または当行CAMsセンターに照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ハ)当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第7項（イ）ただし書きの方法により支払うものを除きます。）その他振込サービスに関連して必要となる手数料（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なして支払指定口座から自動的に引落します。

(ニ)振込・振替契約は、本項（ハ）に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。

(ホ)本項（二）により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。ただし、通知預金を支払指定口座とする振替予約の場合には、振替処理時に計算される利息金額および税金額は、利率変更・税制改正その他の諸般の情勢により、振替予約の依頼時に計算された利息金額および税金額と異なることがあります。

(4)振込・振替予約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い

振込・振替予約の場合には、当行は、前項（ロ）に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項（ハ）に規定する振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当行は、依頼人に対し、振込・振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。

(5)依頼内容の変更、組戻し

(イ)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証）（以下「届出の印章（または署名・暗証）」といいます。）により記名押印（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入）して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼書電文を振込先の金融機関に発信します。

(ロ)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入）して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入）のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(ハ)本項（イ）（ロ）の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(二)訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印章（または署名・暗証）と届出の印章（または署名鑑、暗証の届出がある場合には署名鑑・暗証）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ホ)振替取引の場合には、依頼内容の確定後にその依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

(6)使用端末機による依頼内容の変更、組戻し

(イ)振込・振替予約の場合には、依頼内容の変更または依頼の取りやめを行うときは、前項に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日の当行所定の時刻までに限り、使用端末機によって当行所定の方法により行うことができます。ただし、振込・振替指定日の前営業日の当行所定の時刻経過後は、当該時刻までに依頼した振込・振替予約の依頼内容の変更または依頼の取りやめは、使用端末機によって行うことはできません。

(ロ)本項（イ）の使用端末機による依頼内容の変更または依頼の取りやめの取扱いについては、第3項（イ）の規定を準用します。

(7)振込手数料等

(イ)振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払いについては、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。

(ロ)第5項（ロ）に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料をいただきます。

(8)振込・振替取引内容の確認

(イ)振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。

(ロ)当行は、振込・振替取引について、次のうちあらかじめ依頼人が指定した基準により、その明細を記載した通知を発信しますので、依頼内容を確認してください。

(ハ)本項（イ）（ロ）の場合において取引内容に相違があるとき、または本項（ロ）の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。

4. 照会サービス

(1)照会サービスを依頼する場合には、第3条第2項（ロ）に準じて、所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。

(2)当行は、ANSER®（*）システムの仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、この内容はコンピュータ処理の関係上送信時点より前の時点の内容となる場合があります。

(3)当行は、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既にご送信した内容について変更又は取消を行うことがあります。最終的な取引内容については、預金通帳・照会表・計算書等により確認してください。

5. 利用手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なして、あらかじめ依頼人が指定した手数料引き落とし口座から自動的に引落します。

6. 取引内容の確認

依頼人と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

7. 届出事項の変更

(1)暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2)前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

とみなします。

8. 免責事項

(1)当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、依頼人が送信したデータを当行が受信完了できた場合は、当行は、依頼人の端末あてにご受信ができた旨の電文を送信することにより、受信完了の通知をしますので、依頼人ご自身で当行の受信完了をご確認するものとします。なお、依頼人が確認しなかったため、取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2)振込・振替サービスにおいて、依頼人が指定する受取人番号を、当行所定の方法によらず指定方式の場合は、当行は当該入金指定口座への振込または振替の取扱いはしません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

(3)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき、また当行以外金融機関の責に帰すべき事由があったとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4)本サービスによる振込・振替依頼の際送信された通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDおよび受取人番号と、届出の通信暗証番号・都度指定方式の場合は、当行は当該入金指定口座への振込または振替の取扱いの一致を確認して取扱いましたらうえば、これらにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、暗証番号等の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。

(5)本サービスに使用する機器および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により機器および通信媒体が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、機器および通信媒体が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

9. 解約等

(1)本サービスの利用契約（以下「この契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。

(2)1年以上にわたって何らサービスの利用が発生しないときは、当行は全てのサービスの提供が停止されることがあります。本項によりサービスの提供が停止された場合には、第5条の利用手数料は発生しないものとします。ただし、月の途中でサービスの提供が停止された場合、当該月の利用手数料についてはこの限りではありません。

(3)照会すべき取引口座または振込振替サービスの出金口座が解約されているとき、当行はその口座に関するサービスの提供を停止することがあります。本項によりサービスの提供が停止された場合には、第5条の利用手数料は発生しないものとします。ただし、月の途中でサービスの提供が停止された場合、当該月の利用手数料についてはこの限りではありません。

(4)当行に支払うべき本サービスの手数料の支払いが3ヶ月以上延滞した場合、依頼人が当行との取引約定に違反した場合、その他当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合、全てのサービスを中止することがあります。

(5)依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知等がなくても、当行はいつでも本契約を失効させることができるものとします。

- 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 依頼人の預金その他の当行に対する債権について仮差押え通知、保全差押または差押命令通知が発送されたとき
- 相続の開始があったとき
- 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の住所が不明となったとき

(6)次の各号の一つにでも該当し、依頼人とその取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、または依頼人に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

(7)この契約が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

10. 関係規定の適用・準用

(1)この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、マイカード規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書により取扱います。

(2)振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、

振込規定を準用します。

11. 契約期間

この契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までに依頼人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

12. サービス終了

当行は当サービスの一部または全部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当行所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても当サービスの一部もしくは全部が利用できなくなります。

13. その他

当行に「振込処理の委任に関する覚書」をご提出済みの依頼人については、これに記載された「トータル資金移動サービス」を「資金集中管理システム」に読み替えることに同意したものとします。

14. 準拠法・合意所管

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

以 上

資金管理サービス規定

(CAMsディスプレイホンサービス／CAMsディスプレイホン（FAX付）サービス)

1. 資金管理サービス

(1)資金管理サービス（以下「本サービス」といいます。）は、CAMsディスプレイホンサービスまたはCAMsディスプレイホン（FAX付）サービスの契約者ご本人が、自己の本店・支店の取引金融機関と別途締結するエレクトロニックバンキング契約にもとづき、自ら占有・管理するサービス用端末機によって次の取引を依頼する場合に利用できるものとします。

(イ)振込・振替取引依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引

(ロ)本サービスの利用口座としてあらかじめ契約者が届出た契約者名義の預金口座等に関する当行所定の照会取引

(2)前項（イ）における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届出る方式により行うものとします。

2. 操作

本サービスを利用する場合の操作は、専用ICメモリーカードを使用し、当行所定の方法によるものとします。

3. 本サービスの利用上の制約

本サービスは、全国銀行データ通信システム、ANSERシステムならびに契約者が自己の本店・支店の取引金融機関と締結したエレクトロニックバンキング契約の制約・規約の範囲で利用することができるものとします。

4. 利用手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なして、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

5. パスワード・暗証番号の管理

(1)サービス立上げ用のパスワードについては、契約者の責任において管理するものとします。パスワードの不正使用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)本サービスによる取扱いの際に、当行が受信した通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDと届出の通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDの一致を確認して取扱いましたらうえば、通信暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号およびVALUX接続IDの不正使用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、暗証番号等の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。

6. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、CAMsディスプレイホンサービス規定により取扱います。

7. 協議事項

この規定に定めのない事項については、都度契約者と当行で協議のうえ定めるものとします。

8. 契約期間

この契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

9. サービス終了

当行は当サービスの一部または全部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当行所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても当サービスの一部もしくは全部が利用できなくなります。

10. その他

当行に「振込処理の委任に関する覚書」をご提出済みの依頼人については、これに記載された「トータル資金移動サービス」を「資金集中管理システム」に読み替えることに同意したものとします。

11. 準拠法・合意所管

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

以 上

(*) ANSER®、VALUX® は（株）NTTデータの登録商標です。